# 未収金目標及び具体取組内容の一覧

所属名：都市整備局

| 頁 | 整理番号 | 債権名 | 所管部署（連絡先） |
|---|---|---|---|
| 2 | 001 | 住宅使用料 | 住宅部管理課　電話：06-6208-9268 |
| 4 | 002 | 不正入居等損害金（管理担当） | 住宅部管理課　電話：06-6208-9268 |
| 6 | 003 | 市営住宅附帯駐車場納付金 | 住宅部管理課　電話：06-6208-9268 |
| 8 | 004 | 市営住宅附帯駐車場使用料 | 住宅部管理課　電話：06-6208-9268 |
| 10 | 005 | 市営住宅附帯駐車場損害金 | 住宅部管理課　電話：06-6208-9268 |
| 12 | 006 | 土地区画整理事業に伴う換地清算徴収金 | 市街地整備部区画整理課（清算）<br>電話：06-6208-9437 |
| 14 | 008 | 賃料相当損害金 | 住宅部建設課（団地再生）　電話：06-6208-9273 |
| | | | 市街地整備部住環境整備課（市街地再開発）<br>電話：06-6208-9454 |
| 16 | 009 | 地代相当損害金 | 住宅部保全整備課　電話：06-6208-9274 |
| 18 | 010 | 契約解除にかかる違約金 | 総務部総務課（契約）　電話：06-6208-9638 |

# 未収金目標及び具体取組内容調書

| 所属 | 都市整備局 | 担当・事業所名 | 住宅部管理課 | 債権整理番号（3ケタ） | 001 | 債権区分 | 非強制徴収公債権（非強公） | 債権名 | 住宅使用料 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

## 1．令和５年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力　※修正目標　…　当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

（例）令和6年度修正目標＝令和6年度当初に、令和5年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和6年度当初目標を修正したもの

| 過年度 | B1 | 現年度 | B1 | 合計（過年度＋現年度） | B1 |
|---|---|---|---|---|---|

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達 、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

（単位：千円）

| | | 過年度分 | | | | | | | | | 現年度分 | | | | | | | 合計 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 前年度からの調定繰越額 | 年度中の調定減少額 | 調定額 | 徴収額 | 不納欠損額 | 整理額 | 徴収率 | 整理率 | 未収金残高 | 調定額 | 徴収額 | 不納欠損額 | 整理額 | 徴収率 | 整理率 | 未収金残高 | 徴収率 | 整理率 | 未収金残高 |
| | | ア<br>＝前年度ケ” | イ<br>＝アｰウ<br>（▲＝増加を表す） | ウ | エ | オ | カ<br>＝イ＋エ＋オ | キ<br>＝エ÷ウ | ク<br>＝カ÷ア | ケ<br>＝ウ-(エ＋オ) | ウ’ | エ’ | オ’ | カ’<br>＝エ’＋オ’ | キ’<br>＝エ’÷ウ’ | ク’<br>＝カ’÷ウ’ | ケ’<br>＝ウ’－<br>(エ’＋オ’) | キ”<br>＝(エ＋エ’)<br>÷(ウ＋ウ’) | ク”<br>＝(カ＋カ’)<br>÷(ア＋ウ’) | ケ”<br>＝ケ+ケ’ |
| 16 | 令和3年度<br>実績 | 387,221 | ▲ 1,055 | 388,276 | 108,033 | 17,375 | 124,353 | 27.8% | 32.1% | 262,868 | 36,970,042 | 36,860,163 | 0 | 36,860,163 | 99.7% | 99.7% | 109,879 | 99.0% | 99.0% | 372,747 |
| 18 | 令和4年度<br>実績 | 372,747 | 500 | 372,247 | 104,949 | 26,316 | 131,765 | 28.2% | 35.3% | 240,982 | 36,828,574 | 36,700,834 | 0 | 36,700,834 | 99.7% | 99.7% | 127,740 | 98.9% | 99.0% | 368,722 |
| C | 令和5年度<br>修正目標 | 368,722 | 1 | 368,721 | 102,504 | 38,000 | 140,505 | 27.8% | 38.1% | 228,217 | 37,094,444 | 36,957,195 | 0 | 36,957,195 | 99.6% | 99.6% | 137,249 | 98.9% | 99.0% | 365,466 |
| D | 令和5年度<br>実績 | 368,722 | ▲ 348 | 369,070 | 119,775 | 20,835 | 140,262 | 32.5% | 38.0% | 228,460 | 37,173,324 | 37,033,004 | 0 | 37,033,004 | 99.6% | 99.6% | 140,320 | 99.0% | 99.0% | 368,780 |
| E | 令和6年度<br>当初目標 | 365,466 | 0 | 365,466 | 101,600 | 38,000 | 139,600 | 27.8% | 38.2% | 225,866 | 37,094,444 | 36,957,195 | 0 | 36,957,195 | 99.6% | 99.6% | 137,249 | 98.9% | 99.0% | 363,115 |
| F | 令和6年度<br>修正目標 | 368,780 | 1 | 368,779 | 109,896 | 31,300 | 141,197 | 29.8% | 38.3% | 227,583 | 37,008,845 | 36,871,912 | 0 | 36,871,912 | 99.6% | 99.6% | 136,933 | 98.9% | 99.0% | 364,516 |

**（参考）未収金残高の中期目標**

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和7年度末 | 361,418 | 令和8年度末 | 360,193 | 令和9年度末 | 359,309 |

## 3．令和5年度の取組実績・課題・改善策など

### 令和5年度の取組実績

【過年度】
・退去滞納者や相続人で所在不明の者については、住民基本台帳との連携システムを活用するなど、定期的に住民情報の取得を行い、転居先の把握に努めてきた。
・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き本市による督促や訪問員による現地訪問督促を実施してきた。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人への退去滞納催告委託案件としてきた。（令和5年度3月末時点委託案件回収額：8,806千円）
・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに委託先より催告を行ってきた。
・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を行ってきた。（令和4年度3月末時点債権差押申立件数：22件　取立件数：22件）
・滞納期間3ヶ月未満の入居中の滞納者について、支払督促を実施してきた。
・破産で免責を受けたものに対する債権債権額が10万円未満）について、市長専決処分による債権放棄を実施した。（2件：74,685円）
・破産で免責を受けたものに対する債権（債権額が10万円以上）について、議決を得て債権放棄を実施した。（6件：4,070,257円）
【現年度】
・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、指定管理者において、文書・電話による納付勧奨や、保証人に対して滞納者への納付説得依頼文書の発送を引き続き実施するとともに定期的に滞納整理の取り組み強化のための業務改善検討会を実施してきた。
・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導する取り組みを実施してきた。（令和5年度3月末時点即決和解申出件数：139件）
・即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を実施してきた。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送してきた。
・口座振替・代理納付実施率の向上のための取り組みを行ってきた。

### 課題と改善策

【課題】
・所在不明となっている滞納者の定期的な所在地の把握が必要。

【改善策】
・所在不明者については、定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め督促強化に努める。

## 4．令和6年度の取組内容 …「1．令和5年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況」及び「3．令和5年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

### 未収金の解消に向けた取組

・退去滞納者や相続人で所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳との連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。
・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人への退去滞納催告委託案件とする。
・委託先より、保証人に対しても支払説得依頼通知を発送する。
・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに委託先より催告を行う。
・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。
・滞納期間3ヶ月未満の入居中の滞納者で、督促を行うも支払いに応じず時効到来する恐れのある者に対しては、引き続き支払督促の取り組みを実施する。

### 未収金の発生抑制に向けた取組

・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、指定管理者において、文書・電話による納付勧奨や、保証人に対して滞納者への納付説得依頼文書の発送を引き続き実施。また定期的な研修を通じ滞納整理の取り組み強化を図る。
・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導するなど細やかな対応を行っていく。
・即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を引き続き実施する。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送する。
・引き続き、口座振替・代理納付実施率の向上を目指す。特に新規申込者に重点的に勧奨する。また令和7年度に向けてオンライン申請も可能とするよう検討中。

## ５．令和５年度決算見込における未収金実績の状況　（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数）

… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

（残高の単位：千円）

| 分類 | | 回収債権 ① 滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの） | ② 督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの | ③ 督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの | ④ 【強制公】差押手続中のもの又は交付要求中のもの【非・私】債務名義取得のため法的手続中のもの | ⑤ 【強制公】差押え後、換価手続中又は換価予定のもの【非・私】債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの | ⑥ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの | ⑦ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの | ⑧ 換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの | ⑨ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの | | 整理債権 ⑩ 【強制公】差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みがないもの【非・私】債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの | ⑪ 所在など調査後なお行方不明等又は相続人調査後なお相続人未確定若しくは相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの | ⑫ 債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いているもの又は債務者が破産手続中のもの | ⑬ 債務者が破産免責決定を受けたもの | ⑭ 【強制公】法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの【非・私】法に基づく徴収停止の決議を行っているもの | ⑮ 【強制公】債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの【非・私】債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの | ⑯ 消滅時効期間が経過しているもの | | 合計 残高の合計＝上記2のD（令5実績）のケ及びケ' ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。（その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 過年度 | 未収債権の件数 | 0 | 4,665 | 25 | 82 | 2 | 171 | 0 | 679 | 0 | 5,624 | 6 | 473 | 64 | 139 | 309 | 0 | 11 | 1,002 | 6,626 |
| 過年度 | 未収金残高 | 0 | 160,553 | 586 | 3,198 | 63 | 5,123 | 0 | 22,645 | 0 | 192,168 | 175 | 14,710 | 2,575 | 2,821 | 11,394 | 0 | 4,617 | 36,292 | 228,460 |
| 現年度 | 未収債権の件数 | 109 | 2,717 | 24 | 617 | 0 | 408 | 0 | 6 | 0 | 3,881 | 0 | 6 | 3 | 8 | 6 | 0 | 0 | 23 | 3,904 |
| 現年度 | 未収金残高 | 4,590 | 94,631 | 638 | 24,612 | 0 | 14,690 | 0 | 243 | 0 | 139,404 | 0 | 208 | 231 | 323 | 154 | 0 | 0 | 916 | 140,320 |

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

令和5年度決算見込における債務者数：3,276 人

令和5年度決算見込における未収債権の件数（過年度＋現年度）：10,530

令和5年度決算見込における未収金残高（過年度＋現年度）＝上記2のD（令5実績）のケ"：368,780

## 6. 令和4年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高１億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位：3 位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

| | 大阪市（上記1Bキ） | 政令指定都市平均 |
|---|---|---|
| 過年度徴収率 | 28.2% | 19.5% |

| | 大阪市（上記1Bキ'） | 政令指定都市平均 |
|---|---|---|
| 現年度徴収率 | 99.7% | 99.1% |

| | 大阪市（上記1Bキ"） | 政令指定都市平均 |
|---|---|---|
| 合計（過年度＋現年度）徴収率 | 98.9% | 93.8% |

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

# 未収金目標及び具体取組内容調書

| 所属 | 都市整備局 | 担当・事業所名 | 住宅部管理課 | 債権整理番号（3ケタ） | 002 | 債権区分 | 私債権 | 債権名 | 不正入居等損害金（管理担当） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

## 1．令和５年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力　※修正目標　…　当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

（例）令和6年度修正目標＝令和6年度当初に、令和5年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和6年度当初目標を修正したもの

| 過年度 | B1 | 現年度 | B1 | 合計（過年度＋現年度） | B1 |
|---|---|---|---|---|---|

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達 、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

（単位：千円）

| | | 過年度分 | | | | | | | | | 現年度分 | | | | | | | 合計 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 前年度からの調定繰越額 | 年度中の調定減少額 | 調定額 | 徴収額 | 不納欠損額 | 整理額 | 徴収率 | 整理率 | 未収金残高 | 調定額 | 徴収額 | 不納欠損額 | 整理額 | 徴収率 | 整理率 | 未収金残高 | 徴収率 | 整理率 | 未収金残高 |
| | | ア<br>＝前年度ケ” | イ<br>＝アｰウ<br>（▲＝増加を表す） | ウ | エ | オ | カ<br>＝イ＋エ＋オ | キ<br>＝エ÷ウ | ク<br>＝カ÷ア | ケ<br>＝ウ-(エ＋オ) | ウ’ | エ’ | オ’ | カ’<br>＝エ’＋オ’ | キ’<br>＝エ’÷ウ’ | ク’<br>＝カ’÷ウ’ | ケ’<br>＝ウ’－<br>(エ’＋オ’) | キ”<br>＝(エ＋エ’)<br>÷(ウ＋ウ’) | ク”<br>＝(カ＋カ’)<br>÷(ア＋ウ’) | ケ”<br>＝ケ+ケ’ |
| 16 | 令和3年度<br>実績 | 994,349 | 1,004 | 993,345 | 24,856 | 32,433 | 58,293 | 2.5% | 5.9% | 936,056 | 46,974 | 5,233 | 155 | 5,388 | 11.1% | 11.5% | 41,586 | 2.9% | 6.1% | 977,642 |
| 18 | 令和4年度<br>実績 | 977,642 | 3,336 | 974,306 | 21,174 | 28,315 | 52,825 | 2.2% | 5.4% | 924,817 | 37,206 | 6,129 | 0 | 6,129 | 16.5% | 16.5% | 31,077 | 2.7% | 5.8% | 955,894 |
| C | 令和5年度<br>修正目標 | 955,894 | 0 | 955,894 | 14,338 | 30,000 | 44,338 | 1.5% | 4.6% | 911,556 | 49,281 | 7,540 | 0 | 7,540 | 15.3% | 15.3% | 41,741 | 2.2% | 5.2% | 953,297 |
| D | 令和5年度<br>実績 | 955,894 | 5,259 | 950,635 | 17,717 | 14,462 | 37,438 | 1.9% | 3.9% | 918,456 | 48,783 | 5,770 | 0 | 5,770 | 11.8% | 11.8% | 43,013 | 2.4% | 4.3% | 961,469 |
| E | 令和6年度<br>当初目標 | 953,297 | 0 | 953,297 | 14,299 | 30,000 | 44,299 | 1.5% | 4.6% | 908,998 | 49,281 | 7,540 | 0 | 7,540 | 15.3% | 15.3% | 41,741 | 2.2% | 5.2% | 950,739 |
| F | 令和6年度<br>修正目標 | 961,469 | 1 | 961,468 | 20,190 | 26,500 | 46,691 | 2.1% | 4.9% | 914,778 | 49,281 | 7,540 | 0 | 7,540 | 15.3% | 15.3% | 41,741 | 2.7% | 5.4% | 956,519 |

**（参考）未収金残高の中期目標**

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和7年度末 | 943,746 | 令和8年度末 | 936,858 | 令和9年度末 | 930,073 |

## 3．令和5年度の取組実績・課題・改善策など

### 令和5年度の取組実績

【過年度】
・過去滞納者や相続人で所在不明の者については、住民基本台帳との連携システムを活用するなど、定期的に住民情報の取得を行い、転居先の把握に努めてきた。
・所在の判明している過去滞納者に対して、引き続き本市による督促や訪問員による現地訪問督促を実施してきた。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人への過去滞納催告委託案件としてきた。（令和5年度3月末時点委託案件回収額：15,650千円）
・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに委託先より催告を行ってきた。
・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を行ってきた。（令和4年度3月末時点債権差押申立件数：26件　取立件数：25件）
・破産で免責を受けたもの、相続人不存在のもの、相続人存否不明のもの、所在不明者に対する債権(債権額が10万円以上)について、議決を得て債権放棄を実施した。（22件：10,717,892円）
・破産で免責を受けたもの、相続人不存在のもの、所在不明者に対する債権(債権額が10万円未満)について、市長専決処分による債権放棄を実施した。（4件：218,727円）
【現年度】
・損害金の発生を抑制する観点から、明渡訴訟移行前に出来るだけ即決和解の手続きに誘導する取組みを実施してきた。（令和5年度3月末時点即決和解申出件数：139件）
・住宅明渡の判決確定者に対し単純に強制執行を待つだけではなく、訪問員による現地訪問を実施し早期の自主退去を促し、損害金の発生を抑制する取り組みを行ってきた。
・強制執行について、執行補助業者と連携し、判決から断行までの期間の短縮に努めてきた。

### 課題と改善策

【課題】
・損害金がある滞納者については、強制執行により退去した者が多数を占めるため、所在不明者の割合が高い。また所在が判明したものについても、支払意欲がないものが多い。

【改善策】
・所在不明者については、定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め督促強化に努める。
・他都市の債権管理条例も参考にしながら、法的リスク審査、弁護士相談等を行い、徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。

## 4．令和6年度の取組内容 …「1．令和5年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「3．令和5年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

### 未収金の解消に向けた取組

・退去滞納者や相続人で所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳との連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。
・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人への退去滞納催告委託案件とする。
・委託先より、保証人に対しても支払説得依頼通知を発送する。
・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに委託先より催告を行う。
・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る
・破産などで免責を受けたもの、相続人不存在のもの、相続人存否不明のもの、、所在不明者に対して引き続き債権放棄へ向けた手続きを進める。また、他都市の債権管理条例も参考にしながら徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。

### 未収金の発生抑制に向けた取組

・損害金の発生を抑制する観点から、明渡訴訟移行前に出来るだけ即決和解の手続きに誘導する取り組みを実施する。
・住宅明渡の判決確定者に対し、単純に強制執行を待つだけではなく、訪問員による現地訪問を実施し、早期の自主退去を促し、損害金の発生を抑制する。
・強制執行について、引き続き執行補助業者と連携し、判決から断行までの期間の短縮に努める。

## ５．令和５年度決算見込における未収金実績の状況　（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数）

… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

（残高の単位：千円）

| 分類 | | 回収債権 ① 滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの） | ② 督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの | ③ 督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの | ④ 【強制公】差押手続中のもの又は交付要求中のもの【非・私】債務名義取得のため法的手続中のもの | ⑤ 【強制公】差押え後、換価手続中又は換価予定のもの【非・私】債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの | ⑥ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの | ⑦ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの | ⑧ 換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの | ⑨ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの | | 整理債権 ⑩ 【強制公】差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みがないもの【非・私】債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの | ⑪ 所在など調査後なお行方不明等又は相続人調査後なお相続人未確定若しくは相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの | ⑫ 債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いているもの又は債務者が破産手続中のもの | ⑬ 債務者が破産免責決定を受けたもの | ⑭ 【強制公】法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの【非・私】法に基づく徴収停止の決議を行っているもの | ⑮ 【強制公】債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの【非・私】債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの | ⑯ 消滅時効期間が経過しているもの | | 合計 残高の合計＝上記2のD（令5実績）のケ及びケ' ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。（その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 過年度 | 未収債権の件数 | 0 | 5,660 | 70 | 82 | 3 | 79 | 0 | 1,212 | 0 | 7,106 | 28 | 582 | 85 | 58 | 2,070 | 0 | 8,438 | 11,261 | 18,367 |
| 過年度 | 未収金残高 | 0 | 316,411 | 6,107 | 14,882 | 139 | 3,737 | 0 | 56,343 | 0 | 397,619 | 1,402 | 30,837 | 5,635 | 3,203 | 92,871 | 0 | 386,888 | 520,836 | 918,455 |
| 現年度 | 未収債権の件数 | 142 | 364 | 4 | 265 | 0 | 2 | 0 | 3 | 0 | 780 | 0 | 13 | 4 | 3 | 6 | 0 | 0 | 26 | 806 |
| 現年度 | 未収金残高 | 8,863 | 14,532 | 111 | 17,834 | 0 | 67 | 0 | 145 | 0 | 41,552 | 0 | 524 | 290 | 143 | 504 | 0 | 0 | 1,461 | 43,013 |

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

令和5年度決算見込における債務者数：1,961 人

令和5年度決算見込における未収債権の件数（過年度＋現年度）：19,173

令和5年度決算見込における未収金残高（過年度＋現年度）＝上記2のD（令5実績）のケ"：961,468

## 6. 令和4年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高１億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位：9 位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

| | 大阪市（上記1Bキ） | 政令指定都市平均 |
|---|---|---|
| 過年度徴収率 | 2.2% | 2.4% |

| | 大阪市（上記1Bキ'） | 政令指定都市平均 |
|---|---|---|
| 現年度徴収率 | 16.5% | 49.1% |

| | 大阪市（上記1Bキ"） | 政令指定都市平均 |
|---|---|---|
| 合計（過年度＋現年度）徴収率 | 2.7% | 14.4% |

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

# 未収金目標及び具体取組内容調書

| 所属 | 都市整備局 | 担当・事業所名 | 住宅部管理課 | 債権整理番号（3ケタ） | 003 | 債権区分 | 私債権 | 債権名 | 市営住宅附帯駐車場納付金 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

## 1．令和５年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力　※修正目標　…　当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

（例）令和6年度修正目標＝令和6年度当初に、令和5年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和6年度当初目標を修正したもの

| 過年度 | A | 現年度 | A | 合計（過年度＋現年度） | A |
|---|---|---|---|---|---|

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達 、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

（単位：千円）

| | | 過年度分 | | | | | | | | | 現年度分 | | | | | | | 合計 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 前年度からの調定繰越額 | 年度中の調定減少額 | 調定額 | 徴収額 | 不納欠損額 | 整理額 | 徴収率 | 整理率 | 未収金残高 | 調定額 | 徴収額 | 不納欠損額 | 整理額 | 徴収率 | 整理率 | 未収金残高 | 徴収率 | 整理率 | 未収金残高 |
| | | ア ＝前年度ケ” | イ ＝ア-ウ （▲＝増加を表す） | ウ | エ | オ | カ ＝イ＋エ＋オ | キ ＝エ÷ウ | ク ＝カ÷ア | ケ ＝ウ-(エ＋オ) | ウ’ | エ’ | オ’ | カ’ ＝エ’＋オ’ | キ’ ＝エ’÷ウ’ | ク’ ＝カ’÷ウ’ | ケ’ ＝ウ’－(エ’＋オ’) | キ” ＝(エ＋エ’)÷(ウ＋ウ’) | ク” ＝(カ＋カ’)÷(ア＋ウ’) | ケ” ＝ケ+ケ’ |
| 16 | 令和3年度実績 | 294 | 0 | 294 | 20 | 54 | 74 | 6.8% | 25.2% | 220 | 0 | 0 | 0 | 0 | － | － | 0 | 6.8% | 25.2% | 220 |
| 18 | 令和4年度実績 | 220 | 0 | 220 | 0 | 0 | 0 | 0.0% | 0.0% | 220 | 0 | 0 | 0 | 0 | － | － | 0 | 0.0% | 0.0% | 220 |
| C | 令和5年度修正目標 | 220 | 0 | 220 | 12 | 0 | 12 | 5.5% | 5.5% | 208 | 0 | 0 | 0 | 0 | － | － | 0 | 5.5% | 5.5% | 208 |
| D | 令和5年度実績 | 220 | 0 | 220 | 13 | 0 | 13 | 5.9% | 5.9% | 207 | 0 | 0 | 0 | 0 | － | － | 0 | 5.9% | 5.9% | 207 |
| E | 令和6年度当初目標 | 208 | 0 | 208 | 12 | 0 | 12 | 5.8% | 5.8% | 196 | 0 | 0 | 0 | 0 | － | － | 0 | 5.8% | 5.8% | 196 |
| F | 令和6年度修正目標 | 207 | 0 | 207 | 12 | 0 | 12 | 5.8% | 5.8% | 195 | 0 | 0 | 0 | 0 | － | － | 0 | 5.8% | 5.8% | 195 |

**（参考）未収金残高の中期目標**

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和7年度末 | 184 | 令和8年度末 | 172 | 令和9年度末 | 160 |

## 3．令和5年度の取組実績・課題・改善策など

### 令和5年度の取組実績

・本市からの督促で支払いがない者に対しては、債権回収を専門的に行っている弁護士法人に催告業務を委託してきた。
・一括での支払いが困難な者については分納誓約を交わし、履行状況を管理し滞納解消へ取り組みを進めてきた。
・所在不明の者については、住民基本台帳システムとの連携システムを活用するなど、定期的に住民情報の取得を行い、転居先の把握に努めてきた。

### 課題と改善策

【課題】
・所在不明となっている者への督促が困難となっている。

【改善策】
・所在不明者については、定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め督促強化に努める。
・他都市の債権管理条例も参考にしながら、法的リスク審査、弁護士相談等を行い、徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。

## 4．令和6年度の取組内容 …「1．令和5年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「3．令和5年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

### 未収金の解消に向けた取組

・本市からの督促で支払いがない者に対する徴収について、債権回収を専門とする弁護士法人への委託を実施し、収納率の向上を図る。
・一括での支払いが困難な者については分納誓約を交わし、履行状況を管理し滞納解消へ取り組む。
・所在不明者については定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め督促強化に努める。
・破産などで免責を受けたもの、相続人不存在のもの、相続人存否不明のもの、、所在不明者に対して引き続き債権放棄へ向けた手続きを進める。また、他都市の債権管理条例も参考にしながら徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。

### 未収金の発生抑制に向けた取組

・新規発生なし

## ５．令和５年度決算見込における未収金実績の状況　（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数）

… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

（残高の単位：千円）

| 分類 | | 回収債権 ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | | 整理債権 ⑩ | ⑪ | ⑫ | ⑬ | ⑭ | ⑮ | ⑯ | | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの） | 督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの | 督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの | 【強制公】差押手続中のもの又は交付要求中のもの<br>【非・私】債務名義取得のため法的手続中のもの | 【強制公】差押え後、換価手続中又は換価予定のもの<br>【非・私】債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの | 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの | 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの | 換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの | 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの | | 【強制公】差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みがないもの<br>【非・私】債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの | 所在など調査後なお行方不明等又は相続人調査後なお相続人未確定若しくは相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの | 債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いているもの又は債務者が破産手続中のもの | 債務者が破産免責決定を受けたもの | 【強制公】法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの<br>【非・私】法に基づく徴収停止の決議を行っているもの | 【強制公】債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの<br>【非・私】債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの | 消滅時効期間が経過しているもの | | 残高の合計＝上記2のD（令5実績）のケ及びケ'<br>※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。（その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出） |
| 過年度 | 未収債権の件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 16 | 19 | 19 |
| 過年度 | 未収金残高 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 36 | 0 | 171 | 207 | 207 |
| 現年度 | 未収債権の件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 現年度 | 未収金残高 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

令和5年度決算見込における債務者数：10 人

令和5年度決算見込における未収債権の件数（過年度＋現年度）：19

令和5年度決算見込における未収金残高（過年度＋現年度）＝上記2のD（令5実績）のケ"：207

# 未収金目標及び具体取組内容調書

| 所属 | 都市整備局 | 担当・事業所名 | 住宅部管理課 | 債権整理番号（3ケタ） | 004 | 債権区分 | 非強制徴収公債権（非強公） | 債権名 | 市営住宅附帯駐車場使用料 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

## 1．令和５年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力　※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

（例）令和6年度修正目標＝令和6年度当初に、令和5年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和6年度当初目標を修正したもの

| 過年度 | A | 現年度 | A | 合計（過年度＋現年度） | A |
|---|---|---|---|---|---|

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達 、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

（単位：千円）

| | | 過年度分 | | | | | | | | | 現年度分 | | | | | | | 合計 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 前年度からの調定繰越額 | 年度中の調定減少額 | 調定額 | 徴収額 | 不納欠損額 | 整理額 | 徴収率 | 整理率 | 未収金残高 | 調定額 | 徴収額 | 不納欠損額 | 整理額 | 徴収率 | 整理率 | 未収金残高 | 徴収率 | 整理率 | 未収金残高 |
| | | ア ＝前年度ケ” | イ ＝ア-ウ （▲＝増加を表す） | ウ | エ | オ | カ ＝イ＋エ＋オ | キ ＝エ÷ウ | ク ＝カ÷ア | ケ ＝ウ-(エ＋オ) | ウ’ | エ’ | オ’ | カ’ ＝エ’＋オ’ | キ’ ＝エ’÷ウ’ | ク’ ＝カ’÷ウ’ | ケ’ ＝ウ’－(エ’＋オ’) | キ” ＝(エ＋エ’)÷(ウ＋ウ’) | ク” ＝(カ＋カ’)÷(ア＋ウ’) | ケ” ＝ケ+ケ’ |
| 16 | 令和3年度実績 | 8,412 | ▲ 38 | 8,450 | 4,291 | 616 | 4,869 | 50.8% | 57.9% | 3,543 | 2,354,413 | 2,349,496 | 0 | 2,349,496 | 99.8% | 99.8% | 4,917 | 99.6% | 99.6% | 8,460 |
| 18 | 令和4年度実績 | 8,460 | ▲ 18 | 8,478 | 4,481 | 475 | 4,938 | 52.9% | 58.4% | 3,522 | 2,298,369 | 2,292,435 | 0 | 2,292,435 | 99.7% | 99.7% | 5,934 | 99.6% | 99.6% | 9,456 |
| C | 令和5年度修正目標 | 9,456 | 0 | 9,456 | 4,350 | 331 | 4,681 | 46.0% | 49.5% | 4,775 | 2,312,899 | 2,305,960 | 0 | 2,305,960 | 99.7% | 99.7% | 6,939 | 99.5% | 99.5% | 11,714 |
| D | 令和5年度実績 | 9,456 | ▲ 51 | 9,507 | 5,694 | 387 | 6,030 | 59.9% | 63.8% | 3,426 | 2,283,556 | 2,276,853 | 0 | 2,276,853 | 99.7% | 99.7% | 6,703 | 99.5% | 99.6% | 10,129 |
| E | 令和6年度当初目標 | 11,714 | 0 | 11,714 | 5,388 | 325 | 5,713 | 46.0% | 48.8% | 6,001 | 2,312,899 | 2,305,960 | 0 | 2,305,960 | 99.7% | 99.7% | 6,939 | 99.4% | 99.4% | 12,940 |
| F | 令和6年度修正目標 | 10,129 | 0 | 10,129 | 4,659 | 219 | 4,878 | 46.0% | 48.2% | 5,251 | 2,259,331 | 2,252,553 | 0 | 2,252,553 | 99.7% | 99.7% | 6,778 | 99.5% | 99.5% | 12,029 |

**（参考）未収金残高の中期目標**

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和7年度末 | 13,684 | 令和8年度末 | 12,247 | 令和9年度末 | 10,412 |

## 3．令和5年度の取組実績・課題・改善策など

### 令和5年度の取組実績

【過年度】
・退去滞納者に対しては、債権回収を専門的に行っている弁護士法人に催告業務を委託してきた。（令和5年度3月末時点委託案件回収額：139千円）
・解約した後転居先が不明な者に対しては、住民基本台帳システムとの連携システムを活用するなど、定期的に住民情報の取得を行い、転居先の把握に努めてきた。
・所在の判明している解約滞納者に対して、引き続き本市による督促や訪問員による現地訪問督促を実施してきた。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに退去滞納催告委託案件としてきた。
・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに委託先より催告を行ってきた。
・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置に向けた手続きを進めてきた。
・破産で免責を受けたものに対する債権(債権額が10万円以上)について、議決を得て債権放棄を実施した。（1件：77,400円）
【現年度】
・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、指定管理者において、文書・電話による納付勧奨を引き続き実施するとともに定期的に滞納整理の取り組み強化のための業務改善検討会を実施してきた。
・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導する取り組みを実施してきた。（令和5年度3月末時点即決和解申出件数：17件）
・即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を実施してきた。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送してきた。
・口座振替実施率の向上のための取り組みを行ってきた。

### 課題と改善策

【課題】
・所在不明となっている滞納者の定期的な所在地の把握が必要。

【改善策】
・所在不明者については、定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め督促強化に努める。・

## 4．令和6年度の取組内容 …「1．令和5年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況」及び「3．令和5年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

### 未収金の解消に向けた取組

・退去滞納者については債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託しており、引続き収納率の向上を図る。
・解約した後転居先が不明な者に対して、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。
・所在の判明している解約滞納者に対して、引き続き文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに退去滞納催告委託案件とする。
・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに委託先より催告を行う。
・委託先において督促を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。

### 未収金の発生抑制に向けた取組

・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、指定管理者において、文書・電話による納付勧奨を引き続き実施。また納付勧奨の時間や休日対応についてより有効的な取組となるよう協議を行うことで滞納整理の取組みの強化を図る。
・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導するなど細やかな対応を行っていく。
・即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を引き続き実施する。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送する。
・引続き、口座振替実施率の向上を目指す。特に新規申込者に重点的に勧奨する。また令和7年度に向けてオンライン申請も可能とするよう検討中。

## ５．令和５年度決算見込における未収金実績の状況　（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数）

… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

（残高の単位：千円）

| 分類 | | 回収債権 ① | 回収債権 ② | 回収債権 ③ | 回収債権 ④ | 回収債権 ⑤ | 回収債権 ⑥ | 回収債権 ⑦ | 回収債権 ⑧ | 回収債権 ⑨ | | 整理債権 ⑩ | 整理債権 ⑪ | 整理債権 ⑫ | 整理債権 ⑬ | 整理債権 ⑭ | 整理債権 ⑮ | 整理債権 ⑯ | | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの） | 督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの | 督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの | 【強制公】差押手続中のもの又は交付要求中のもの<br>【非・私】債務名義取得のため法的手続中のもの | 【強制公】差押え後、換価手続中又は換価予定のもの<br>【非・私】債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの | 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの | 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの | 換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの | 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの | | 【強制公】差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みがないもの<br>【非・私】債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの | 所在など調査後なお行方不明等又は相続人調査後なお相続人未確定若しくは相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの | 債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いているもの又は債務者が破産手続中のもの | 債務者が破産免責決定を受けたもの | 【強制公】法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの<br>【非・私】法に基づく徴収停止の決議を行っているもの | 【強制公】債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの<br>【非・私】債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの | 消滅時効期間が経過しているもの | | 残高の合計＝上記2のD（令5実績）のケ及びケ'<br>※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。（その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出） |
| 過年度 | 未収債権の件数 | 0 | 205 | 9 | 14 | 0 | 3 | 0 | 33 | 0 | 264 | 0 | 12 | 6 | 0 | 18 | 0 | 0 | 36 | 300 |
| 過年度 | 未収金残高 | 0 | 2,308 | 107 | 175 | 0 | 36 | 0 | 394 | 0 | 3,020 | 0 | 143 | 65 | 0 | 199 | 0 | 0 | 407 | 3,427 |
| 現年度 | 未収債権の件数 | 64 | 485 | 0 | 9 | 0 | 7 | 0 | 0 | 0 | 565 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 565 |
| 現年度 | 未収金残高 | 670 | 5,847 | 0 | 110 | 0 | 76 | 0 | 0 | 0 | 6,703 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6,703 |

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：(④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬)｝｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

令和5年度決算見込における債務者数：389 人

令和5年度決算見込における未収債権の件数（過年度＋現年度）：865

令和5年度決算見込における未収金残高（過年度＋現年度）＝上記2のD（令5実績）のケ"：10,130

# 未収金目標及び具体取組内容調書

| 所属 | | 担当・事業所名 | 住宅部管理課 | 債権整理番号（3ケタ） | 005 | 債権区分 | 私債権 | 債権名 | 市営住宅附帯駐車場損害金 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

## 1．令和５年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力　※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

（例）令和6年度修正目標＝令和6年度当初に、令和5年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和6年度当初目標を修正したもの

| 過年度 | A | 現年度 | B1 | 合計（過年度＋現年度） | A |
|---|---|---|---|---|---|

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達 、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

（単位：千円）

| | | 過年度分 | | | | | | | | | 現年度分 | | | | | | | 合計 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 前年度からの調定繰越額 | 年度中の調定減少額 | 調定額 | 徴収額 | 不納欠損額 | 整理額 | 徴収率 | 整理率 | 未収金残高 | 調定額 | 徴収額 | 不納欠損額 | 整理額 | 徴収率 | 整理率 | 未収金残高 | 徴収率 | 整理率 | 未収金残高 |
| | | ア<br>＝前年度ケ” | イ<br>＝ア-ウ<br>（▲＝増加を表す） | ウ | エ | オ | カ<br>＝イ＋エ＋オ | キ<br>＝エ÷ウ | ク<br>＝カ÷ア | ケ<br>＝ウ-(エ＋オ) | ウ’ | エ’ | オ’ | カ’<br>＝エ’＋オ’ | キ’<br>＝エ’÷ウ’ | ク’<br>＝カ’÷ウ’ | ケ’<br>＝ウ’－<br>(エ’＋オ’) | キ”<br>＝(エ＋エ’)<br>÷(ウ＋ウ’) | ク”<br>＝(カ＋カ’)<br>÷(ア＋ウ’) | ケ”<br>＝ケ+ケ’ |
| 16 | 令和3年度実績 | 13,256 | 14 | 13,242 | 345 | 320 | 679 | 2.6% | 5.1% | 12,577 | 1,244 | 136 | 0 | 136 | 10.9% | 10.9% | 1,108 | 3.3% | 5.6% | 13,685 |
| 18 | 令和4年度実績 | 13,685 | 73 | 13,612 | 608 | 53 | 734 | 4.5% | 5.4% | 12,951 | 1,492 | 172 | 0 | 172 | 11.5% | 11.5% | 1,320 | 5.2% | 6.0% | 14,271 |
| C | 令和5年度修正目標 | 14,271 | 0 | 14,271 | 214 | 0 | 214 | 1.5% | 1.5% | 14,057 | 2,708 | 436 | 0 | 436 | 16.1% | 16.1% | 2,272 | 3.8% | 3.8% | 16,329 |
| D | 令和5年度実績 | 14,271 | 489 | 13,782 | 725 | 63 | 1,277 | 5.3% | 8.9% | 12,994 | 2,912 | 157 | 0 | 157 | 5.4% | 5.4% | 2,755 | 5.3% | 8.3% | 15,749 |
| E | 令和6年度当初目標 | 16,329 | 0 | 16,329 | 245 | 0 | 245 | 1.5% | 1.5% | 16,084 | 2,708 | 436 | 0 | 436 | 16.1% | 16.1% | 2,272 | 3.6% | 3.6% | 18,356 |
| F | 令和6年度修正目標 | 15,749 | 0 | 15,749 | 236 | 0 | 236 | 1.5% | 1.5% | 15,513 | 2,707 | 368 | 0 | 368 | 13.6% | 13.6% | 2,339 | 3.3% | 3.3% | 17,852 |

**（参考）未収金残高の中期目標**

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和7年度末 | 19,330 | 令和8年度末 | 17,593 | 令和9年度末 | 16,045 |

## 3．令和5年度の取組実績・課題・改善策など

### 令和5年度の取組実績

【過年度】
・解約滞納者については債権回収を専門的に行っている弁護士法人に催告業務を委託してきた。（令和5年度3月末時点委託案件回収額：545千円）
・解約した後転居先が不明な者に対しては、住民基本台帳システムとの連携システムを活用するなど、定期的に住民情報の取得を行い、転居先の把握に努めてきた。
・所在の判明している解約滞納者に対して、本市による督促や訪問員による現地訪問督促を実施してきた。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに退去滞納催告委託案件としてきた。
・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置に向けた手続きを進めてきた。
・破産で免責を受けたものに対する債権(債権額が10万円以上)について、議決を得て債権放棄を実施した。（1件：63,406円）
【現年度】
・損害金の発生を抑制する観点から、明渡訴訟移行前に出来るだけ即決和解の手続きに誘導する取り組みを実施してきた。（令和5年度3月末時点即決和解申出件数：17件）
・駐車場明渡の判決確定者に対し、単純に強制執行を待つだけではなく、訪問員による現地訪問を実施し、早期の自主解約を促し、損害金の発生を抑制する取り組みを行ってきた。
・強制執行について、執行補助業者と連携し、判決から断行までの期間の短縮に努めてきた。

### 課題と改善策

【課題】
・損害金がある滞納者については、強制執行により市営住宅を退去した者が多数を占めるため、所在不明者の割合が高い。また所在が判明したものについても、支払意欲がないものが多い。

【改善策】
・所在不明者については、定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め督促強化に努める。
・他都市の債権管理条例も参考にしながら、法的リスク審査、弁護士相談等を行い、徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。

## 4．令和6年度の取組内容 …「1．令和5年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「3．令和5年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

### 未収金の解消に向けた取組

・解約滞納者については債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託しており、引続き収納率の向上を図る。
・解約した後転居先が不明な者に対して、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。
・所在の判明している解約滞納者に対して、引き続き文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに退去滞納催告委託案件とする。
・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに委託先より催告を行う。
・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。
・破産などで免責を受けたもの、相続人不存在のもの、相続人存否不明のもの、所在不明者に対して引き続き債権放棄へ向けた手続きを進める。また、他都市の債権管理条例も参考にしながら徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。

### 未収金の発生抑制に向けた取組

・損害金の発生を抑制する観点から、明渡訴訟移行前に出来るだけ即決和解の手続きに誘導する取り組みを実施する。
・駐車場明渡の判決確定者に対し、単純に強制執行を待つだけではなく、訪問員による現地訪問を実施し、早期の自主解約を促し、損害金の発生を抑制する。
・強制執行について、引き続き執行補助業者と連携し、判決から断行までの期間の短縮に努める。

## ５．令和５年度決算見込における未収金実績の状況　（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数）

… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

（残高の単位：千円）

| 分類 | | 回収債権 ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | | 整理債権 ⑩ | ⑪ | ⑫ | ⑬ | ⑭ | ⑮ | ⑯ | | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの） | 督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの | 督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの | 【強制公】差押手続中のもの又は交付要求中のもの<br>【非・私】債務名義取得のため法的手続中のもの | 【強制公】差押え後、換価手続中又は換価予定のもの<br>【非・私】債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの | 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの | 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの | 換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの | 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの | | 【強制公】差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みがないもの<br>【非・私】債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの | 所在など調査後なお行方不明等又は相続人調査後なお相続人未確定若しくは相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの | 債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いているもの又は債務者が破産手続中のもの | 債務者が破産免責決定を受けたもの | 【強制公】法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの<br>【非・私】法に基づく徴収停止の決議を行っているもの | 【強制公】債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの<br>【非・私】債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの | 消滅時効期間が経過しているもの | | 残高の合計＝上記2のD（令5実績）のケ及びケ'<br>※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。（その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出） |
| 過年度 | 未収債権の件数 | 0 | 131 | 30 | 0 | 0 | 4 | 0 | 53 | 0 | 218 | 0 | 24 | 7 | 0 | 62 | 0 | 209 | 302 | 520 |
| 過年度 | 未収金残高 | 0 | 4,967 | 708 | 0 | 0 | 81 | 0 | 1,240 | 0 | 6,996 | 0 | 574 | 154 | 0 | 952 | 0 | 4,317 | 5,997 | 12,993 |
| 現年度 | 未収債権の件数 | 57 | 57 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 119 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 119 |
| 現年度 | 未収金残高 | 1,308 | 1,330 | 0 | 117 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,755 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,755 |

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

令和5年度決算見込における債務者数：104 人

令和5年度決算見込における未収債権の件数（過年度＋現年度）：639

令和5年度決算見込における未収金残高（過年度＋現年度）＝上記2のD（令5実績）のケ"：15,748

# 未収金目標及び具体取組内容調書

| 所属 | 都市整備局 | 担当・事業所名 | 市街地整備部区画整理課（清算） | 債権整理番号（3ケタ） | 006 | 債権区分 | 強制徴収公債権（強制公） | 債権名 | 土地区画整理事業に伴う換地清算徴収金 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

## 1．令和５年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力　※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

（例）令和6年度修正目標＝令和6年度当初に、令和5年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和6年度当初目標を修正したもの

| 過年度 | A | 現年度 | | 合計（過年度＋現年度） | A |
|---|---|---|---|---|---|

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達 、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

（単位：千円）

| | | 過年度分 | | | | | | | | | 現年度分 | | | | | | | 合計 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 前年度からの調定繰越額 | 年度中の調定減少額 | 調定額 | 徴収額 | 不納欠損額 | 整理額 | 徴収率 | 整理率 | 未収金残高 | 調定額 | 徴収額 | 不納欠損額 | 整理額 | 徴収率 | 整理率 | 未収金残高 | 徴収率 | 整理率 | 未収金残高 |
| | | ア ＝前年度ケ” | イ ＝ア-ウ （▲＝増加を表す） | ウ | エ | オ | カ ＝イ＋エ＋オ | キ ＝エ÷ウ | ク ＝カ÷ア | ケ ＝ウ-(エ＋オ) | ウ’ | エ’ | オ’ | カ’ ＝エ’＋オ’ | キ’ ＝エ’÷ウ’ | ク’ ＝カ’÷ウ’ | ケ’ ＝ウ’－(エ’＋オ’) | キ” ＝(エ＋エ’)÷(ウ＋ウ’) | ク” ＝(カ＋カ’)÷(ア＋ウ’) | ケ” ＝ケ+ケ’ |
| 16 | 令和3年度実績 | 18,239 | 0 | 18,239 | 2,597 | 0 | 2,597 | 14.2% | 14.2% | 15,642 | 1,445 | 1,011 | 0 | 1,011 | 70.0% | 70.0% | 434 | 18.3% | 18.3% | 16,076 |
| 18 | 令和4年度実績 | 16,076 | 0 | 16,076 | 551 | 60 | 611 | 3.4% | 3.8% | 15,465 | 1,445 | 1,007 | 0 | 1,007 | 69.7% | 69.7% | 438 | 8.9% | 9.2% | 15,903 |
| C | 令和5年度修正目標 | 15,903 | ▲ 531 | 16,434 | 1,100 | 1,766 | 2,335 | 6.7% | 14.7% | 13,568 | 1,378 | 1,010 | 0 | 1,010 | 73.3% | 73.3% | 368 | 11.8% | 19.4% | 13,936 |
| D | 令和5年度実績 | 15,903 | 0 | 15,903 | 2,395 | 1,765 | 4,160 | 15.1% | 26.2% | 11,743 | 1,378 | 971 | 0 | 971 | 70.5% | 70.5% | 407 | 19.5% | 29.7% | 12,150 |
| E | 令和6年度当初目標 | 13,936 | 0 | 13,936 | 499 | 0 | 499 | 3.6% | 3.6% | 13,437 | 315 | 144 | 0 | 144 | 45.7% | 45.7% | 171 | 4.5% | 4.5% | 13,608 |
| F | 令和6年度修正目標 | 12,150 | ▲ 1 | 12,151 | 1,258 | 0 | 1,257 | 10.4% | 10.3% | 10,893 | 314 | 14 | 0 | 14 | 4.5% | 4.5% | 300 | 10.2% | 10.2% | 11,193 |

**（参考）未収金残高の中期目標**

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和7年度末 | 11,982 | 令和8年度末 | 12,140 | 令和9年度末 | 11,984 |

## 3．令和5年度の取組実績・課題・改善策など

### 令和5年度の取組実績

・全債務者に関して居住調査及び親族調査を実施した。
・長期に渡り支払が無い債務者については、税情報等で資産調査を実施した。
・不動産や預貯金などの財産調査を行い、差押を1件、滞納処分の停止を1件行った。
・納付が滞っている債務者を訪問して自主的な納付を促すなどして、完納させた。
・上記の取り組みの結果、令和5年度当初35人いた債務者を22人まで減らすことができた。

### 課題と改善策

【課題】
・納付が滞った場合に直ちに催告をしても、応じない債務者や滞納を繰り返す債務者がいる。
・家計の悪化（収入減少等）により、納付が滞る場合がある。

【改善策】
・訪問により本人及び相続人の生活状況を把握するとともに、財産調査を行って滞納処分等を検討する。

## 4．令和6年度の取組内容 …「1．令和5年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況」及び「3．令和5年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

### 未収金の解消に向けた取組

・居住調査及び親族調査を行う。
・不動産や預貯金などの財産調査を行い、収入状況に応じて自主納付や差押えを行うか、或いは滞納処分の停止を経て不能欠損処理して完結するかの見極めを行う。
・納付が滞っている債務者を訪問して生活状況を確認し、納付を促す。
・残高を文書で通知し納付意識の向上を図る。（1債務者につき年1回以上）

### 未収金の発生抑制に向けた取組

・居住調査及び親族調査を行う。
・納付が滞っている債務者を訪問して生活状況を確認し、納付を促す。
・残高を文書で通知し納付意識の向上を図る。（1債務者につき年1回以上）

## ５．令和５年度決算見込における未収金実績の状況　（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数）

… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

（残高の単位：千円）

| 分類 | | 回収債権 ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | | 整理債権 ⑩ | ⑪ | ⑫ | ⑬ | ⑭ | ⑮ | ⑯ | | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの） | 督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの | 督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの | 【強制公】差押手続中のもの又は交付要求中のもの<br>【非・私】債務名義取得のため法的手続中のもの | 【強制公】差押え後、換価手続中又は換価予定のもの<br>【非・私】債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの | 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの | 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの | 換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの | 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの | | 【強制公】差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みがないもの<br>【非・私】債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの | 所在など調査後なお行方不明等又は相続人調査後なお相続人未確定若しくは相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの | 債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いているもの又は債務者が破産手続中のもの | 債務者が破産免責決定を受けたもの | 【強制公】法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの<br>【非・私】法に基づく徴収停止の決議を行っているもの | 【強制公】債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの<br>【非・私】債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの | 消滅時効期間が経過しているもの | | 残高の合計＝上記2のD（令5実績）のケ及びケ'<br>※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。（その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出） |
| 過年度 | 未収債権の件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 6 | 0 | 2 | 18 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 19 |
| 過年度 | 未収金残高 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,899 | 9,395 | 0 | 320 | 11,614 | 0 | 0 | 0 | 0 | 130 | 0 | 0 | 130 | 11,744 |
| 現年度 | 未収債権の件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 3 | 0 | 1 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| 現年度 | 未収金残高 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 37 | 300 | 0 | 70 | 407 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 407 |

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
　それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況　…　① → ② → ③　⇒　回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨　／　整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

令和5年度決算見込における債務者数：22 人

令和5年度決算見込における未収債権の件数（過年度＋現年度）：25

令和5年度決算見込における未収金残高（過年度＋現年度）＝ 上記2のD（令5実績）のケ"：12,151

# 未収金目標及び具体取組内容調書

| 所属 | 都市整備局 | 担当・事業所名 | 住宅部建設課（団地再生）<br>市街地整備部住環境整備課（市街地再開発） | 債権整理番号（3ケタ） | 008 | 債権区分 | 私債権 | 債権名 | 賃料相当損害金 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

## 1．令和５年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力　※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

（例）令和6年度修正目標＝令和6年度当初に、令和5年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和6年度当初目標を修正したもの

| 過年度 | B1 | 現年度 | A | 合計（過年度＋現年度） | B1 |
|---|---|---|---|---|---|

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達 、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

（単位：千円）

| | | 過年度分 | | | | | | | | | 現年度分 | | | | | | | 合計 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 前年度からの調定繰越額 | 年度中の調定減少額 | 調定額 | 徴収額 | 不納欠損額 | 整理額 | 徴収率 | 整理率 | 未収金残高 | 調定額 | 徴収額 | 不納欠損額 | 整理額 | 徴収率 | 整理率 | 未収金残高 | 徴収率 | 整理率 | 未収金残高 |
| | | ア<br>＝前年度ケ” | イ<br>＝ア-ウ<br>（▲＝増加を表す） | ウ | エ | オ | カ<br>＝イ＋エ＋オ | キ<br>＝エ÷ウ | ク<br>＝カ÷ア | ケ<br>＝ウ-(エ＋オ) | ウ’ | エ’ | オ’ | カ’<br>＝エ’＋オ’ | キ’<br>＝エ’÷ウ’ | ク’<br>＝カ’÷ウ’ | ケ’<br>＝ウ’－<br>(エ’＋オ’) | キ”<br>＝(エ＋エ’)<br>÷(ウ＋ウ’) | ク”<br>＝(カ＋カ’)<br>÷(ア＋ウ’) | ケ”<br>＝ケ+ケ’ |
| 16 | 令和3年度<br>実績 | 4,481 | 0 | 4,481 | 960 | 0 | 960 | 21.4% | 21.4% | 3,521 | 210 | 210 | 0 | 210 | 100.0% | 100.0% | 0 | 24.9% | 24.9% | 3,521 |
| 18 | 令和4年度<br>実績 | 3,521 | 0 | 3,521 | 0 | 0 | 0 | 0.0% | 0.0% | 3,521 | 162 | 162 | 0 | 162 | 100.0% | 100.0% | 0 | 4.4% | 4.4% | 3,521 |
| C | 令和5年度<br>修正目標 | 3,521 | 0 | 3,521 | 3,521 | 0 | 3,521 | 100.0% | 100.0% | 0 | 162 | 162 | 0 | 162 | 100.0% | 100.0% | 0 | 100.0% | 100.0% | 0 |
| D | 令和5年度<br>実績 | 3,521 | 0 | 3,521 | 0 | 0 | 0 | 0.0% | 0.0% | 3,521 | 163 | 163 | 0 | 163 | 100.0% | 100.0% | 0 | 4.4% | 4.4% | 3,521 |
| E | 令和6年度<br>当初目標 | 0 | 0 | | | | 0 | － | － | 0 | | | | 0 | － | － | 0 | － | － | 0 |
| F | 令和6年度<br>修正目標 | 3,521 | 0 | 3,521 | 3,521 | 0 | 3,521 | 100.0% | 100.0% | 0 | 163 | 163 | 0 | 163 | 100.0% | 100.0% | 0 | 100.0% | 100.0% | 0 |

**（参考）未収金残高の中期目標**

| 令和7年度末 | 0 | 令和8年度末 | 0 | 令和9年度末 | 0 |
|---|---|---|---|---|---|

## 3．令和5年度の取組実績・課題・改善策など

### 令和5年度の取組実績

【建設課分】
・債務者1人については、令和5年4月、7月、10月、令和6年3月に訪問勧告・協議を行い売却条件(賃料相当損害金未払分の支払含む)を付した随契売却交渉を行った。

【住環境整備課分】
・納付に向けて、相続人に対し随時電話交渉を行った。
・債権管理・回収アドバイザーに、今後の進め方について相談した。

### 課題と改善策

【課題】
【建設課分】
・債務者の1人について、納付が滞っているため、完納に向けた交渉を行う必要がある。
【住環境整備課分】
・相続人と対面交渉を行うことが困難である。

【改善策】
【建設課分】
・債務者の1人に対し未収金の解消に向けた訪問督促・文書督促を強化するとともに、売却条件(賃料相当損害金未払分の支払含む)を付して随契売却交渉を行い、早期に売買契約を締結する。
【住環境整備課分】
・債権管理・回収アドバイザーへの相談の結果を踏まえ、相続人との納付交渉に取り組む。

## 4．令和6年度の取組内容 …「1．令和5年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「3．令和5年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

### 未収金の解消に向けた取組

【建設課分】
・債務者の1人に対し未収金の解消に向けた訪問督促・文書督促を強化するとともに、引き続き売却条件(賃料相当損害金未払分の支払含む)を付して随契売却交渉を行う。

【住環境整備課分】
・債権管理・回収アドバイザーからの助言を踏まえたうえで相続人と納付交渉を行う。

### 未収金の発生抑制に向けた取組

・今後発生の見込みなし。

## ５．令和５年度決算見込における未収金実績の状況　（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数）

… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

（残高の単位：千円）

| | | 回収債権 | | | | | | | | | | 整理債権 | | | | | | | | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 分類 | | ① 滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの） | ② 督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの | ③ 督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの | ④ 【強制公】差押手続中のもの又は交付要求中のもの<br>【非・私】債務名義取得のため法的手続中のもの | ⑤ 【強制公】差押え後、換価手続中又は換価予定のもの<br>【非・私】債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの | ⑥ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの | ⑦ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの | ⑧ 換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの | ⑨ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの | | ⑩ 【強制公】差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みがないもの<br>【非・私】債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの | ⑪ 所在など調査後なお行方不明等又は相続人調査後なお相続人未確定若しくは相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの | ⑫ 債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いているもの又は債務者が破産手続中のもの | ⑬ 債務者が破産免責決定を受けたもの | ⑭ 【強制公】法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの<br>【非・私】法に基づく徴収停止の決議を行っているもの | ⑮ 【強制公】債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの<br>【非・私】債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの | ⑯ 消滅時効期間が経過しているもの | | 残高の合計＝上記2のD（令5実績）のケ及びケ'<br>※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。（その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出） |
| 過年度 | 未収債権の件数 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 過年度 | 未収金残高 | 0 | 3,521 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3,521 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3,521 |
| 現年度 | 未収債権の件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 現年度 | 未収金残高 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

令和5年度決算見込における債務者数：2 人

令和5年度決算見込における未収債権の件数（過年度＋現年度）：3

令和5年度決算見込における未収金残高（過年度＋現年度）＝上記2のD（令5実績）のケ"：3,521

# 未収金目標及び具体取組内容調書

| 所属 | 都市整備局 | 担当・事業所名 | 住宅部保全整備課 | 債権整理番号（3ケタ） | 009 | 債権区分 | 私債権 | 債権名 | 地代相当損害金 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

## 1．令和５年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力　※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

（例）令和6年度修正目標＝令和6年度当初に、令和5年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和6年度当初目標を修正したもの

| 過年度 | | 現年度 | A | 合計（過年度＋現年度） | |
|---|---|---|---|---|---|

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達 、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

（単位：千円）

| | | 過年度分 | | | | | | | | | 現年度分 | | | | | | | 合計 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 前年度からの調定繰越額 | 年度中の調定減少額 | 調定額 | 徴収額 | 不納欠損額 | 整理額 | 徴収率 | 整理率 | 未収金残高 | 調定額 | 徴収額 | 不納欠損額 | 整理額 | 徴収率 | 整理率 | 未収金残高 | 徴収率 | 整理率 | 未収金残高 |
| | | ア ＝前年度ケ” | イ ＝アｰウ （▲＝増加を表す） | ウ | エ | オ | カ ＝イ＋エ＋オ | キ ＝エ÷ウ | ク ＝カ÷ア | ケ ＝ウ-(エ＋オ) | ウ’ | エ’ | オ’ | カ’ ＝エ’＋オ’ | キ’ ＝エ’÷ウ’ | ク’ ＝カ’÷ウ’ | ケ’ ＝ウ’－(エ’＋オ’) | キ” ＝(エ＋エ’)÷(ウ＋ウ’) | ク” ＝(カ＋カ’)÷(ア＋ウ’) | ケ” ＝ケ+ケ’ |
| 16 | 令和3年度実績 | 377 | 0 | 377 | 121 | | 121 | 32.1% | 32.1% | 256 | | | | 0 | － | － | 0 | 32.1% | 32.1% | 256 |
| 18 | 令和4年度実績 | 256 | 0 | 256 | 19 | | 19 | 7.4% | 7.4% | 237 | | | | 0 | － | － | 0 | 7.4% | 7.4% | 237 |
| C | 令和5年度修正目標 | 237 | 0 | 237 | 18 | | 18 | 7.6% | 7.6% | 219 | | | | 0 | － | － | 0 | 7.6% | 7.6% | 219 |
| D | 令和5年度実績 | 237 | 0 | 237 | 0 | 0 | 0 | 0.0% | 0.0% | 237 | 0 | 0 | 0 | 0 | － | － | 0 | 0.0% | 0.0% | 237 |
| E | 令和6年度当初目標 | 219 | 0 | 219 | 103 | | 103 | 47.0% | 47.0% | 116 | | | | 0 | － | － | 0 | 47.0% | 47.0% | 116 |
| F | 令和6年度修正目標 | 237 | 0 | 237 | 18 | 0 | 18 | 7.6% | 7.6% | 219 | 0 | 0 | 0 | 0 | － | － | 0 | 7.6% | 7.6% | 219 |

**（参考）未収金残高の中期目標**

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和7年度末 | 106 | 令和8年度末 | 96 | 令和9年度末 | 72 |

## 3．令和5年度の取組実績・課題・改善策など

### 令和5年度の取組実績

・債務者9名に、納付を求める文書の送付（令和5年9月、令和6年3月）を実施した。

### 課題と改善策

【課題】
・債務者ごとの債務額が低額なので、比較的費用が掛からない支払督促によったとしても、異議申し立てにより通常訴訟に移行した場合、回収に係る費用が債務を上回る。
　また、車両は全て撤去されており、現在は市営住宅敷地の不適正使用状態が解消されているため、異議申し立てを受ける可能性が高い。
　そのため、法的措置への移行は費用対効果を鑑みて慎重な検討を要する。
・過去に駐車していた期間の損害金であるため、車両を撤去したことや、市営住宅を退去したことにより支払いに対する意識が薄れている。

【改善策】
・市内及び周辺地域に居住している債務者へは、夜間訪問等により直接接触を図り、納付指導を行う。
・督促文書の内容に、あらためて損害金についての説明を記載する等して、納付への意識を高める。

## 4．令和6年度の取組内容 …「1．令和5年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況」及び「3．令和5年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

### 未収金の解消に向けた取組

・引き続き郵送・電話による催促や時間帯を変えて居住地を訪問するなど、滞納解消に向け納付指導を行う。
・現在も市営住宅へ入居している債務者へは、家賃収納と連携して指導を行う。

### 未収金の発生抑制に向けた取組

・現在は市営住宅敷地の不適正使用状態が解消されているため、今後地代相当損害金の発生はない。

## ５．令和５年度決算見込における未収金実績の状況　（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数）

… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

（残高の単位：千円）

| 分類 | | 回収債権 | | | | | | | | | | 整理債権 | | | | | | | | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | | ⑩ | ⑪ | ⑫ | ⑬ | ⑭ | ⑮ | ⑯ | | 残高の合計<br>＝ 上記2のD<br>（令5実績）<br>のケ及びケ’<br><br>※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。<br>ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。<br>（その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出） |
| | | 滞納発生直後のもの<br>（督促状未送付のもの） | 督促状送付後、各種催告中<br>又は<br>納付交渉中のもの | 督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中<br>又は<br>行方不明等で所在など調査中<br>又は<br>個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの | 【強制公】<br>差押手続中のもの<br>又は<br>交付要求中のもの<br><br>【非・私】<br>債務名義取得のため法的手続中のもの | 【強制公】<br>差押え後、換価手続中<br>又は<br>換価予定のもの<br><br>【非・私】<br>債務名義の取得後、強制執行中<br>又は<br>強制執行予定のもの | 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、<br>現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの | 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、<br>現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの | 換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの | 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、<br>分割納付の履行が滞り、<br>再度、納付交渉中のもの | | 【強制公】<br>差押えを行ったが、換価見込のないもの<br>又は<br>換価済だが、未収金が残り、回収見込みがないもの<br><br>【非・私】<br>債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの | 所在など調査後なお行方不明等<br>又は<br>相続人調査後なお相続人未確定<br>若しくは<br>相続人不存在確定だが、<br>停止の判断に至れていないもの | 債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いているもの<br>又は<br>債務者が破産手続中のもの | 債務者が破産免責決定を受けたもの | 【強制公】<br>法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの<br><br>【非・私】<br>法に基づく徴収停止の決議を行っているもの | 【強制公】<br>債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの<br><br>【非・私】<br>債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの | 消滅時効期間が経過しているもの | | |
| 過年度 | 未収債権の件数 | 0 | 31 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 31 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 32 | 32 | 63 |
| 過年度 | 未収金残高 | 0 | 122 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 122 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 115 | 115 | 237 |
| 現年度 | 未収債権の件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 現年度 | 未収金残高 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
　それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況　…　① → ② → ③　⇒　回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨　／　整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

令和5年度決算見込における債務者数：9 人

令和5年度決算見込における未収債権の件数（過年度＋現年度）：63

令和5年度決算見込における未収金残高（過年度＋現年度）＝ 上記2のD（令5実績）のケ”：237

# 未収金目標及び具体取組内容調書

| 所属 | 都市整備局 | 担当・事業所名 | 総務部総務課（契約） | 債権整理番号（3ケタ） | 010 | 債権区分 | 私債権 | 債権名 | 契約解除にかかる違約金 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

## 1．令和５年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力　※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

（例）令和6年度修正目標＝令和6年度当初に、令和5年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和6年度当初目標を修正したもの

| 過年度 | － | 現年度 | － | 合計（過年度＋現年度） | － |
|---|---|---|---|---|---|

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達 、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

（単位：千円）

| | | 過年度分 | | | | | | | | | 現年度分 | | | | | | | 合計 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 前年度からの調定繰越額 | 年度中の調定減少額 | 調定額 | 徴収額 | 不納欠損額 | 整理額 | 徴収率 | 整理率 | 未収金残高 | 調定額 | 徴収額 | 不納欠損額 | 整理額 | 徴収率 | 整理率 | 未収金残高 | 徴収率 | 整理率 | 未収金残高 |
| | | ア ＝前年度ケ” | イ ＝アーウ （▲＝増加を表す） | ウ | エ | オ | カ ＝イ＋エ＋オ | キ ＝エ÷ウ | ク ＝カ÷ア | ケ ＝ウ-(エ＋オ) | ウ’ | エ’ | オ’ | カ’ ＝エ’＋オ’ | キ’ ＝エ’÷ウ’ | ク’ ＝カ’÷ウ’ | ケ’ ＝ウ’－(エ’＋オ’) | キ” ＝(エ＋エ’)÷(ウ＋ウ’) | ク” ＝(カ＋カ’)÷(ア＋ウ’) | ケ” ＝ケ+ケ’ |
| 16 | 令和3年度実績 | | 0 | | | | 0 | － | － | 0 | | | | 0 | － | － | 0 | － | － | 0 |
| 18 | 令和4年度実績 | 0 | 0 | | | | 0 | － | － | 0 | | | | 0 | － | － | 0 | － | － | 0 |
| C | 令和5年度修正目標 | 0 | 0 | | | | 0 | － | － | 0 | | | | 0 | － | － | 0 | － | － | 0 |
| D | 令和5年度実績 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | － | － | 0 | 478 | 0 | 0 | 0 | 0.0% | 0.0% | 478 | 0.0% | 0.0% | 478 |
| E | 令和6年度当初目標 | 0 | 0 | | | | 0 | － | － | 0 | | | | 0 | － | － | 0 | － | － | 0 |
| F | 令和6年度修正目標 | 478 | 0 | 478 | 0 | 0 | 0 | 0.0% | 0.0% | 478 | 0 | 0 | 0 | 0 | － | － | 0 | 0.0% | 0.0% | 478 |

（参考）未収金残高の中期目標

| 令和7年度末 | － | 令和8年度末 | － | 令和9年度末 | － |
|---|---|---|---|---|---|

## 3．令和5年度の取組実績・課題・改善策など

### 令和5年度の取組実績

・当年度中に新規発生した債権のため、発生までは取組実績なし。
・債権発生後、破産手続きの進捗について、債権者の破産管財人に対する適宜の確認を実施。

### 課題と改善策

【課題】
－

【改善策】
－

## 4．令和6年度の取組内容 …「1．令和5年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況」及び「3．令和5年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

### 未収金の解消に向けた取組

・破産手続きの進捗について、債権者の破産管財人に対する適宜の確認を実施。

### 未収金の発生抑制に向けた取組

－

## ５．令和５年度決算見込における未収金実績の状況　（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数）

… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

（残高の単位：千円）

| 分類 | | 回収債権 | | | | | | | | | | 整理債権 | | | | | | | | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | | ⑩ | ⑪ | ⑫ | ⑬ | ⑭ | ⑮ | ⑯ | | 残高の合計<br>＝ 上記2のD<br>（令5実績）<br>のケ及びケ’<br><br>※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。<br>ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。<br>（その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出） |
| | | 滞納発生直後のもの<br>（督促状未送付のもの） | 督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの | 督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの | 【強制公】差押手続中のもの又は交付要求中のもの<br><br>【非・私】債務名義取得のため法的手続中のもの | 【強制公】差押え後、換価手続中又は換価予定のもの<br><br>【非・私】債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの | 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの | 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの | 換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの | 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの | | 【強制公】差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みがないもの<br><br>【非・私】債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの | 所在など調査後なお行方不明等又は相続人調査後なお相続人未確定若しくは相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの | 債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いているもの又は債務者が破産手続中のもの | 債務者が破産免責決定を受けたもの | 【強制公】法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの<br><br>【非・私】法に基づく徴収停止の決議を行っているもの | 【強制公】債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの<br><br>【非・私】債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの | 消滅時効期間が経過しているもの | | |
| 過年度 | 未収債権の件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 過年度 | 未収金残高 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 現年度 | 未収債権の件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 現年度 | 未収金残高 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 478 | 0 | 0 | 0 | 0 | 478 | 478 |

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
　それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況　…　① → ② → ③　⇒　回収債権：(④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨　／　整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬)｝｝→ ⑭｝又は ⑮ → ⑯

令和5年度決算見込における債務者数：1 人

令和5年度決算見込における未収債権の件数（過年度＋現年度）：1

令和5年度決算見込における未収金残高（過年度＋現年度）＝ 上記2のD（令5実績）のケ’：478